

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年7月31日（平成27年（行個）諮問第131号）

答申日：平成28年5月30日（平成28年度（行個）答申第24号）

事件名：セクシャルハラスメント等に関する本人の相談に対して紛争解決の援助を実施した記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書4に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、青森労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年3月9日付け青個開第26-21号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件は、審査請求人が、会社の代表者が審査請求人に対し行ったいわゆるセクハラ・パワハラについての紛争の解決援助を求める申立てを行ったことにより作成された書類の開示に関するものである。
- (2) 代表者は、部分開示された書類のうち17条カード3の平成26年6月4日と記載されている2頁目にて、審査請求人が主張するセクハラとされる行為そのものを認めている。ただ、代表者は合意があったと主張する。

また、17条カード8の平成26年6月6日と記載されている1頁目において、代表者は「最初の一回については申立者が抵抗したことについては認める。」と述べている。その他に、17条カード10の平成26年6月12日と記載されている1頁目において、代表者は「1回目は申立者が嫌がっていたという認識はある」と室長が述べている。

そして、審査請求人が17条カード5の平成26年6月5日と記載されている1頁目「セクハラについては、ラブホテルに入って誘いを断れ

る状況ではなかった」と述べている。

これらの記載事実及びその他の17条カードのやり取りから、代表者が審査請求人と性行為をした際、審査請求人が抵抗したことを意味する。すなわち、代表者は、審査請求人に対し、強姦又は強姦と言えなくとも重度のセクハラをしたことが明らかである。

かかる事実関係を前提とすると、審査請求人の健康、生活又は財産を保護するために、審査請求人は、加害者である代表者に対し損害賠償請求等をする必要がある。そのためには、審査請求人において、開示の目的たる書面が作成された当時の代表者の供述などを取得する必要性が高い。すなわち、かかる供述部分は、人の健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当する。

よって、かかる代表者の供述部分は、法14条2号ロに該当するため、同号に該当することで不開示とはならない。

- (3) 上記(2)のとおり、審査請求人の健康、生活又は財産を保護するため開示が必要であるので、法14条3号ただし書に該当する。

すなわち、同号イ又はロに該当することで不開示とはならない。

- (4) 開示された17条カードを読む限り、審査請求人と代表者は、互いに主張をし、事実関係を答えているにすぎず、双方のこれら言い分は、双方の間に入った「<室>」と表記された室長が、相手方に隠すことなく伝えている。

そうだとすれば、不開示とされた代表者の言い分を開示しても、既に室長を通じ不開示部分も相手方に述べているし、そのことを代表者は理解しているのだから、代表者にとっても問題はない。

すなわち、本件不開示部分を開示することにより、国が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないので、法14条7号柱書きに該当しないため、不開示とはならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした情報のうち、下記2(5)に掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14号2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、下記(2)に掲げる17条カード及び添付書類である。

- (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。)17条に基づ

く紛争解決の援助について

ア 紛争解決の援助について

都道府県労働局雇用均等室（以下「雇用均等室」という。）においては、均等法及び同法施行規則等に基づき、①労働者や事業主等からの相談業務、②紛争解決の援助業務（均等法17条及び18条（調停））、③均等法の遵守を求める業務（均等法29条）等を実施している。

このうち、②の均等法17条に基づく紛争解決援助業務は、労働者と事業主との間でトラブルが生じた場合、均等法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、同法の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）し、その解決を図るものである。

イ 17条カード及び添付書類について

17条カードは、迅速かつ適切な援助を行うなどの業務処理の円滑化、明確化を目的として作成するものであり、添付書類は、労働者や事業主等から提出があった資料など当該事案に係る資料を添付している。

ウ 17条カードの構成及び添付資料について

17条カードは、a 基本情報（記載項目：受付年月日、完了年月日、援助を求めた者、労働者、事業主、人事労務担当者、参考事項、紛争の概要、援助の概要、法的判断、援助の結果）、b 事項措置（記載項目：年月日、法違反、事項、件数、措置、番号）、c 経緯（記載項目：年月日、対象者、方法、担当者、概要）で構成されている。本件では、これに労働者（申請人）から提出があった資料、事業主から提出があった資料（以下「事業主提出資料」という。）及び雇用均等室から申請人に送付した資料が添付されている。

(3) 原処分における不開示部分について

原処分においては、以下の事項の一部又は全てを不開示とした。

ア 17条カード

a 基本情報の記載内容のうち「事業主」欄のFAX番号、「法的判断」欄の記載、b 事項措置のうち「法違反」欄の記載、c 経緯のうち「年月日」、「対象者」、「方法」、「概要」欄の記載

イ 添付書類

事業主提出資料の全て

(4) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号について

17条カードのc 経緯の「対象者」及び「概要」欄並びに事業主提出資料には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請

求人以外の特定の個人を識別することができる氏名等，また，他の情報と照合することにより，審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており，当該情報は法14条2号の不開示情報に該当し，かつ同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないことから，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イについて

17条カードのa基本情報の「法的判断」欄，b事項措置の「法違反」欄及びc経緯の「概要」欄には，法違反についての雇用均等室の判断や雇用均等室が助言・指導した内容が具体的に記載されている。さらに，c経緯の「概要」欄には，事業主と雇用均等室とのやり取りの詳細が記載されており，法人の雇用管理に係る内部情報が含まれている。これらは審査請求人が知り得る情報ではなく，これらを開示した場合，雇用管理に係る内部情報等が明らかとなり，記載内容に不満を抱いた審査請求人等からいわれのない批判を受け，不当な干渉を受けるなど当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イの不開示情報に該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きについて

上記イで記載したとおり，17条カードのa基本情報の「法的判断」欄，b事項措置の「法違反」欄及びc経緯の「概要」欄には，法違反についての雇用均等室の判断や雇用均等室が助言・指導した内容が記載されている。また，17条カードのc経緯の「年月日」，「対象者」，「方法」及び「概要」欄には，特定事業場の雇用管理に係る内部管理情報や当該事案に対する事業主の主張等，事業主と雇用均等室とのやり取りの詳細が記載され，この17条カードに事業主の主張に付随するものとして事業主提出資料が添付されている。さらに，特定事業場の雇用管理に係る内部管理情報や事業主の主張等は，雇用均等室との信頼関係を前提として，当該事業主が誠実に雇用均等室に対して明らかにした情報である。

仮にこれらの情報が開示されることになれば，雇用管理に係る内部情報や事業主の主張等が審査請求人にそのまま明らかになることから，事業主が自らの不利になる申述を意図的に忌避する結果，正確な情報を把握した上で適切な助言・指導を行うことが困難となり，また，雇用均等室との信頼関係が失われ，関係資料の提出や事情聴取に協力的でなくなるなど，適切な援助が困難となり，雇用均等行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(5) 新たに開示する部分

原処分において不開示とした部分のうち、17条カードのa基本情報「事業主」欄のFAX番号については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

3 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「開示の目的たる書面が作成された当時の代表者の供述などを取得する必要性が高い。すなわち、かかる供述部分は、人の健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当する。よって不開示となっている代表者の供述部分は、法14条3号ただし書に該当するため、同号イ又はロに該当することで不開示とはならない。審査請求人の健康、生活又は財産を保護するために、審査請求人は、加害者である代表者に対し損害賠償請求等をする必要がある。そのためには、審査請求人において、開示の目的たる書面が作成された当時の代表者の供述などを取得する必要性が高い。すなわち、かかる供述部分は、人の健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当する。よって、かかる代表者の供述部分は、法14条2号ロに該当するため、同号に該当することで不開示とはならない。審査請求人と代表者は、互いに主張をし、双方の間に入った「<室>」と表記された室長が、相手方に隠すことなく伝えている。そうだとすれば不開示とされた代表者の言い分を開示しても、既に室長を通じ不開示部分も相手方に述べているし、そのことを代表者は理解しているのだから、代表者にとっても問題はない。すなわち、本件不開示部分を開示することにより、国が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないので、法14条7号柱書きに該当しないため、不開示とはならない。」等と主張しているが、上記2(4)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記2(5)で開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年7月31日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年9月15日 審議
- ④平成28年5月10日 委員の交代に伴う所要の手續並びに本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定年月日に私のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントに関する相談を端緒に、雇用均等室が特定事業主及び私に対し労働局長による紛争解決の援助を実施した記録。前回（平成26年9月10日開示請求）と同じもの」に記載された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書4に記載された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとしているが、別表の2に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づきな不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書1（17条カード）の不開示部分について

ア 「概要」欄における不開示部分は、均等法17条に基づく紛争解決援助の被申立人である事業主（以下「被申立人」という。）と雇用均等室とのやり取りに関する記載である。

(ア) 5頁15行目及び43行目の不開示部分は、項番及び項目名であり、原処分で開示されている部分から自ずと明らかになる情報であると認められ、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれや、国の機関が行う均等法17条に基づく紛争解決援助に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当せず、また、同号本文後段に規定する審査請求

人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものにも該当するとは認められず、同号に該当しない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 5頁4行目及び11行目の各1文字目は項番であり、上記(ア)を開示することにより明らかとなる内容であるため、上記(ア)と同様の理由により、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) その余の部分には、被申立人の主張等被申立人と雇用均等室の詳細なやり取りが記載されている。

均等法17条に基づく紛争解決援助は、労働者と事業主の間で男女均等取扱い等に関するトラブルが生じた場合、当事者の一方又は双方の申出により、都道府県労働局長が、トラブルの早期解決のための援助を行うものであり、公平・中立性、互譲性、簡易・迅速性、無料、プライバシー保護、不利益取扱いの禁止という特徴を持つものである。そのため、これらを開示すると、被申立人が申立人(審査請求人)の反応を考慮して、都道府県労働局職員による事情聴取、意見聴取への協力をちゅうちょする等により、法に基づき国の機関が行う労使間の紛争解決援助に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性を否定できない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 「法的判断」及び「法違反」欄について

1頁の「法的判断」及び2頁の「法違反」欄には、法違反についての雇用均等室の判断や雇用均等室が助言・指導した内容が具体的に記載されており、これは審査請求人が知り得る情報ではなく、これを開示した場合、特定事業場の雇用管理に係る内部情報及び法違反の有無が明らかとなり、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 78頁の17条カード(経緯)について

(ア)「年月日」欄について

「年月日」欄については、雇用均等室と対象者とのやり取りを行った年月日であり、上記ア(ウ)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ)「対象者」欄について

「対象者」欄については、法14条2号本文前段の審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当するが、原処分で開示されている情報から推認できる内容であり、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、法に基づき国の機関が行う労使間の紛争解決援助に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、同条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(ウ)「方法」欄について

「方法」欄については、原処分で開示されている内容から、これを開示しても、雇用均等行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(エ)「概要」欄について

A 「概要」欄1行目は、原処分で開示されている内容及び上記(ア)及び(イ)を開示することによって推認できる内容であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、法に基づき国の機関が行う労使間の紛争解決援助に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

B その余の部分には、被申立人の主張等被申立人と雇用均等室の詳細なやり取りが記載されており、上記ア(ウ)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 事業主提出資料について

7頁ないし13頁は、雇用均等室による事情聴取に対応した被申立人から提出された書類であり、上記(1)ア(ウ)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、不開示部分は、人の健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であり、法14条3号ただし書に該当すると主張する。

しかしながら、当該不開示部分を審査請求人に開示することについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要

性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名及び頁			2 不開示部分	3 該当条文 (14条)	4 開示すべき 部分
番号	文書名	通頁			
1	17条カード	1	①「法的判断」欄 ②「FAX」欄 (②については、諮問庁が新たに開示することとしている。)	①3号イ, 7号柱書き	①なし
		2	「法違反」欄	3号イ, 7号柱書き	なし
		3	なし	なし	—
		4ないし6	「概要」欄の不開示部分	2号, 3号イ, 7号柱書き	5頁4行目及び11行目の各1文字目並びに15行目及び43行目
		14	「概要」欄の不開示部分	2号, 3号イ, 7号柱書き	なし
		15	なし	なし	—
		16	「概要」欄の不開示部分	2号, 3号イ, 7号柱書き	なし
		17	なし	なし	—
		18	「概要」欄の不開示部分	2号, 3号イ, 7号柱書き	なし
		19	なし	なし	—
		56ないし59	なし	なし	—
		60及び61	「概要」欄の不開示部分	2号, 3号イ, 7号柱書き	なし
		62ないし65	なし	なし	—
		66	「概要」欄の不開示部分	2号, 3号イ, 7号柱書き	なし
		67ないし71	なし	なし	—

		76及び77	なし	なし	—
		78	①「年月日」欄 ②「対象者」欄 ③「方法」欄 ④「概要」欄	①及び③7号柱書き ②2号, 7号柱書き ④2号, 3号イ, 7号柱書き	②「対象者」欄 ③「方法」欄 ④「概要」欄の1行目
2	事業主提出資料	7ないし13	全部	2号, 7号柱書き	なし
3	審査請求人提出資料	20ないし55	なし	なし	—
4	雇用均等室送付文書	72ないし75	なし	なし	—